

「1,000 以上で焼却処理をした肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること」に係る食品健康影響評価審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 平成17年6月30日～平成17年7月27日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 2通
4. 御意見・情報の概要及びそれに対するプリオン専門調査会の回答

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>高温で熱処理された骨の灰(肉骨粉の焼却灰もほとんど同じになります)の製造コストについて、国が肉骨粉の焼却灰の積極的な使用を進めていくのであれば、専用の焼却炉が必要になるが、我々の知見によれば、1,000、5分の処理が可能である焼却炉は、施設コストが相当かかるだろうと思われます。それをクリアしないと、使用者はコストの低い、輸入品を選択してしまうのではないのでしょうか。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、1,000 以上で焼却処理した肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用することに係る食品健康影響評価について、農林水産省から要請を受け、審議を行い、報告案を取りまとめたところです。当委員会は、中立公正な立場から科学的知見に基づき食品健康影響評価を行うことをその役割としており、ご指摘の観点からの検討については、リスク管理機関において行われるべきものと考えます。なお、いただいたご意見については、リスク管理機関である農林水産省にお伝えいたします。</p>
2	<p>BSEの感染性については不明な点が多くありますが、今回、1,000度、5分間の加熱処理によって、スクレイパーの感染性が消滅したというデータをもとに、安全性を考えているようですが、全ての場合において、確実にBSEの感染性が消滅するのかどうか、私はわかりません。今回対象となっているのは、特定危険部位や、検査を経ていない牛の部位が混入しない肉骨粉を原料とすることを条件としていますが、BSEの感染性は、特定危険部位だけではなく、脊椎や、肉の部分からも感染性があることが、知られています。これらのことから、肉骨粉を焼却処理し、これを肥料にすることは、濃縮されることから、危険性が高いと思います。</p>	<p>食品安全委員会プリオン専門調査会では、原料の肉骨粉のリスクと製造処理によってリスクの低減効果を考慮した最終製品である焼却灰及び炭化物に残存するリスクについて、科学的な知見を基に、中立公正な立場で評価を行った結果として、「牛の特定危険部位及び畜場法第14条の検査を経ていない牛の部位が混合しない肉骨粉を原料として、空気を流通させた状態で1,000、5分間以上の処理で製造された焼却灰、及び空気を遮断した状態で1,000、30分間以上の処理で製造された炭化物を肥料に利用することに係るリスクは、無視できると考えられる」としたところです。</p>